

中期目標期間終了時の検討について

1 概 要

地方独立行政法人法第 30 条第 1 項により、設立団体の長は、中期目標期間の終了時までに法人の業務の継続又は組織の存続の必要性等について検討を行い、検討結果に基づく措置を行う。

検討にあたっては、同条第 2 項により評価委員会から意見を聞くこととされている。

地方独立行政法人法

第 30 条 設立団体の長は、第 28 条第 1 項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聽かなければならない。

2 中期目標期間の終了時までに行う検討

地方独立行政法人栃木県立がんセンターは、平成 28 (2016) 年 4 月の設立以来、質の高いがん医療を安定的に提供するとともに県内における医療水準の向上・均てん化を推進してきた。

今後についても、地方独立行政法人の利点を十分に活かした病院運営により、急速な高齢化の進展や、入院治療から外来治療への移行、医療技術の進歩などの医療を取り巻く環境変化に迅速に対応し、経営の健全化を図るとともに、県民に対する医療サービスをさらに充実させていくことが求められる。

そのためにも一層の経営改善に取り組むことで経営基盤の強化を図りつつ、がん医療を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、役割を着実に果たしていくことに加え、施設の著しい老朽化への対応や今後担うべき診療機能等について検討していく必要がある。